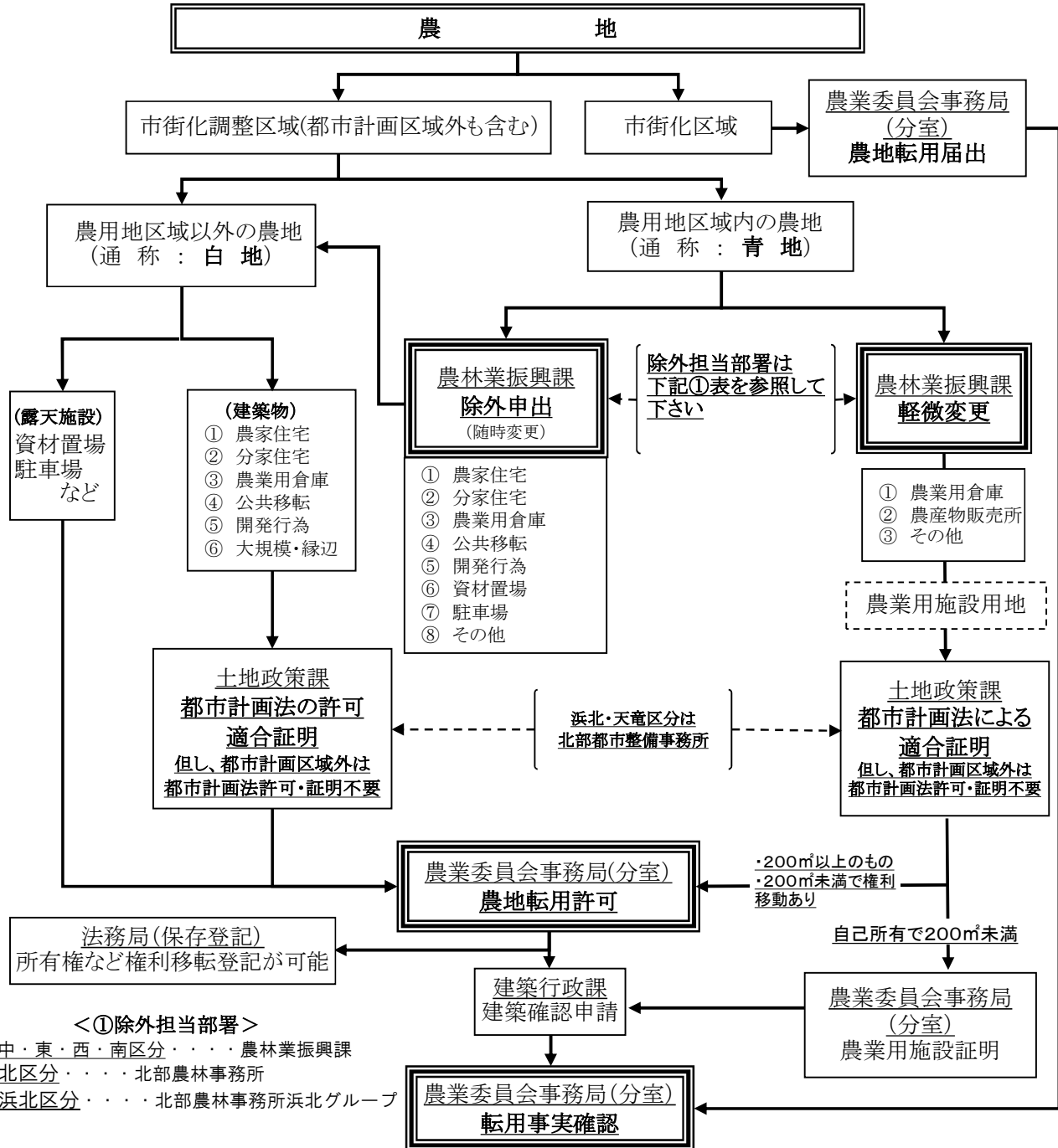


# 農地転用の手順

はじめに・・・農地の所在によって事務所の所管(分室など)が異なります。

農地の所在地	所管する事務局(分室)	連絡先
中区・東区・南区・西区	浜松市農業委員会事務局本局	市役所本館(457-2485)
北区	浜松市農業委員会事務局北区分室	北区役所(523-3106)
浜北区・天竜区	浜松市農業委員会事務局浜北分室	浜北区役所南館(585-1118)



**<①除外担当部署>**  
 中・東・西・南区分・・・農林業振興課  
 北区分・・・北部農林事務所  
 浜北区分・・・北部農林事務所浜北グループ

**<申請に係る提出・審査日程>**  
**(農業委員会):**届出1週間 許可1ヶ月  
 届出…随時受付⇒1週間後に交付  
 許可…毎月25日締切⇒翌月23日前後に交付  
**(農林業振興課)**  
 除外申出(随時変更)  
 …毎年2・3月、7・8月(期間2週間)に受付  
 軽微変更…毎月25日締切  
**(土地政策課・都市計画法許可申請関係)**  
 43条許可⇒15日締切  
 60条適合証明⇒随時受付

**<問合せ先>**  
 ○農林業振興課⇒市役所本館(457-2335)  
 ○北部農林事務所⇒北区役所(523-1113)  
 ○北部農林事務所浜北グループ  
 ⇒浜北区役所(585-1117)  
 ○天竜農林事務所  
 ⇒天竜区役所別館(922-0030)  
 ○土地政策課⇒ノースタービル浜松(457-2373)  
 ○北部都市整備事務所  
 ⇒浜北区役所(585-1162)